

## 中世のベギン——敬虔な女たちの軌跡——

上 條 敏 子

## 一. はじめに

我々にとって、知ることができるのは、事実ではなく、同時代人が真実であると信じたことについての記録である。具体的には文献に向かいあうという手だてによって過去の再構成を試みるわれわれにとって、書かれたものからどのような事実を確かなものとして引き出すことができるのか、という問題は、常に最大の関心事としてある。それが、黄ばんで染みのついた羊皮紙にかすんだ文字で記録された13世紀の特許状であれ、既に印刷され綴じられた史料であれ、あるいは、史料ではなく、現代の研究者による論文であれ、どう読むかという問題はついてまわる。自分自身にとっての真実を論文という形で描くことを課題として背負っている場合には、この問題は深刻である。論文というものが「私にとっての真実」をただちに客観的な批判にさらし、評価を問うために書かれるからにはほかならない。客観性をもつ真実を語る準備として、そこで、事実に基づいて書くという素朴な目標をたてることになるのだが、文献のなかから、事実とそうでないものをわけ、事実だけを拾うという最初の過程に既に問題が発生する。第一に、事実に対して、事実でないものが筆者の見解あるいは主張ということになるのだが、事実と見解の境界はしばしばあいまいである。事実であることの基準を誰がよんでも疑いようがない内容が語られていること、とするなら、おおよそ書かれているものそれ自体は事実でない。例えば、「ベギンの中には異端思想に触れる者が現れ、その事実がベギン迫害を招いた」とグルントマンが述べる場合、厳として存在するのは、「グルントマンは、ベギンの中には異端思想に触れる者が現れ、その事実がベギン迫害を招いた、と書いた」という事実にほかならない。少なくともその文章を読んだことによって、

そこにそれが書いてあった、という事実だけは私の中に蓄積される。しかし、それだけでは不十分なのであって、何故そう書かれたのか、を問うことによって、おそらく別の確かな事実が得られる。言うまでもなく、グルントマンがそういうときの根拠はなにか、を点検する作業に入るのだが、根拠とされる史料を確認して納得できる場合は恵まれている。同時代の風刺詩人が、ベギンは嘘つきの偽善家である、と罵ったところで、ベギンが嘘つきの偽善家になるわけではないにもかかわらず、書かれているという理由によって、それが現実の忠実な反映であるとみなすのなら、歴史学は、あらゆる奇跡譚を信じ、あらゆる中傷をうのみにし、偏見を公正な見解とみなすはめになる。我々にとって、知ることができるのは、事実ではなくて同時代人が真実であると信じたことについての記録である、と冒頭に述べたのは、中世のベギンというきわめて微妙な問題にそれと知らずにかかわってしまった私の率直な感想である。

ベギンとは、修道会に所属せず、俗人の資格のまま半聖半俗の女性として敬虔な生活を営んだ女性に対して13世紀から広く一般に用いられた名称である。そうした女性は、殊に初期にはネーデルランドとドイツに見いだされたが、同様の女性の存在はフランス、また現在のスイス、ポーランドなど、北ヨーロッパの各地に確認される。女性のベギンに対して男性も存在し、ベガルドとよばれたが、ベガルドはベギンに較べると数の上でほとんど問題にならないほど少なかった。またベギンと呼ばれる半聖半俗の女性が歴史に現われる以前から、修道会に所属しない修道士、修道女は様々な形で存在したが、13世紀ほど半聖半俗の修道士、修道女が大々的に問題になったことはなかった。

この論稿で私が考えてみたいのは、ベギンとは何であったのか、という問題である。そのため、中世人の視先を通してベギン像を再構成することが本稿の課題となる。

ベギンの姿をより明瞭に、多角的に描くために、異なるジャンルの史料、異なる立場の同時代人からベギンについての証言が集められる。年代記、教会会議によるベギン規制法、リヨン公会議前夜に教皇に提出された教会改革についての提言に描かれたベギンの姿をつきあわせ検証することによって、証言の一面的な部分が修正される。

13世紀のベギンが、俗人女性を主体とする特異な宗教運動を形成したことを明らかに示す史料としてイングランドの修道士マシュー＝パリス（パリのマ

シュー)の年代記が注目される。マシューは、13世紀初頭における自称修道女の増加について、最近特にドイツで「軽い修道の誓いをたてる者が男にも女にも、しかし、殊に女に数多く」「彼女たちは、修道女を自称して、節制と生活の簡素をひそかに誓っているが、どの聖人の修道会則にも従っておらず、修道院に入ってもいない。彼らは、ちょっとの間に増えて、ケルンと周辺の諸都市で、2000人が報告されている」と語った。

以下その全文をあげておこう。

最近、ことにアレマニアにおいて、軽い修道の誓いをたてる者が男にも女にも、しかし、殊に女に数多く見られる。彼女たちは、修道女を自称し、節制と生活の簡素をひそかに誓っているが、どの聖人の修道会則にも従っておらず、修道院に入ってもいない。彼らは、短い間に増えて、ケルン市とその周辺で、2000人が報告されている。<sup>(2)</sup>

これを、最初の手がかりとして我々はベギン運動の実像に迫ることになる。

#### 註

- (1) ベギン運動に関する基本的文献は、Greven, J., *Die Anfänge der Beginnen. Ein Beitrag zur Geschichte der Frömmigkeit und der Ordenswesens im Hoch-Mittelalters*. Münster 1912. Philippen, L. J. M. *De Begijnhoven: Oorsprong, Geschiedenis, Inrichting*. Antwerpen 1918. Mens, A., *Oorsprong en betekenis van de nederlandse Begijnen—en Begardenbeweging*. Brussel/Antwerpen 1947. McDonnell E. W., *The Beguines and Beghards in Medieval Culture: with special emphasis on the Belgian Scene*. 1954. また、Grundmann, H., *Religiöse Bewegungen im Mittelalter*. Darmstad 1962は、ヨーロッパ全体を視野に入れながら13世紀の宗教運動の流れの中にベギンを位置づけている。最近の研究では、ネーデルランドについて、Nübel, O., *Mittelalterliche Beginnen—und Sozialsiedlungen in den Niederlanden*. Tuebingen 1970. ライン中下流域について、Neumann, E.G., *Rheinisches Beginnen—und Begardenwesen*. Meisenheim am Glam, 1960. が従来の研究を補完している。
- (2) Matthew Paris, *Chronica Majora*, iv 278; v, 194, *Historia Angliae*, ii, 476; iii, 93; *Abbreviatio Chronicorum*, iii, 288 318. Southern, R. W., *Western Society and the Church in the Middle Ages*. 1970. pp. 319–320. McDonnell E. W., *The Beguines and Beghards*. 1969, pp.432, 123, 249. マシュー=パリスについては、Vaughan, R., *Matthew Paris. 1979*. Vaughan, R., *Chronicles of Matthew Paris: monastic life in the thirteenth century*. 1984

## 二. マシュー＝パリスの年代記にみるベギン

マシューは、ケルン市周辺におけるベギンと呼ばれる女性の増加を、年代記のなかで繰り返しとりあげていた。われわれは、マシューの年代記から、何を確かな事実として読み取ることができるだろうか。

マシュー＝パリスは、イングランドのセント＝オーバン修道院の修道士であり、13世紀の中頃から年代記の執筆をはじめた。彼の生涯について多くは知られていない。一見、パリ生まれを思わせる彼の姓は、当時のイングランドにはありふれたものであったと言い、彼がパリ生まれであった証拠にはならない。また、マシューが、パリの大学で学んだ証拠があるわけではない。こうした点を指摘して、R. ヴォーガンは、マシューは、生粋のイングランド人であったと判断している。彼の年代記は、しばしば、大陸でおこった同時代の事件に触れているにもかかわらず、生涯のうち、マシューがイングランドを出たことが確実であるのは、ただ一度にすぎず、しかも目的地は、ノルウェーのベルヘン、ケルン市とは方向が逆であった。<sup>(1)</sup>

それゆえ、マシューの記述は、自身の見聞に基づく一次資料とは断定できない。しかし、事件の直後に記録された点で貴重であることにはかわりはない。われわれが、問題にすべきは、記録者が、ベギンを実際に目にしたかどうか、であるより、彼が、ベギンについて、どこまで具体的な情報を入手できたか、という点と、彼が記録をのこしたのはどのような意図によっていたのか、という点であろう。

マシューが年代記を執筆したセント＝オーバン修道院は、ロンドン市近郊にあった。そこには、国王をはじめ、聖俗の有力者が好んで滞在した他、旅人が宿泊に利用する機会も多かったという。セント＝オーバン修道院には、全ヨーロッパに広がる情報網をもった人々が、貴重な情報をもってひっきりなしに訪れていたと推測しておそらく間違いではない。その意味でマシューが信頼のおける情報源に頼った可能性がでてくる。<sup>(2)</sup>

また、年代記の執筆動機は、同時代の事件を後代の人々に伝えること、であったという。したがって、少なくとも意図において マシューは、歴史的な事実を伝える姿勢をもっていただこととなる。<sup>(3)</sup>

それゆえ、マシューの年代記の記述で、われわれが、注意しなければならないとすれば、イングランドという大陸から海を隔てた島国の修道士には知りえない事実を彼が語りはじめる場面であろう。幸にして、マシューの記述は、わずか数行でおわっており、細部についての描写を欠いている。それと同時に、ベギンについての描写は、臨場感にかけており、情報の不足を想像で補った形跡はない。ベギンの生活の特徴についてのマシューの報告はまず文字通りとってよいだろう。むしろ、おそらく、われわれが警戒しなくてはならないのは、2000人といった、数値の信憑性であるだろう。彼自身が見たにせよ、どこからか伝えられたにせよ、こうした算定が、統計的な手続きによった保証はないからである。それゆえ、数字については、額面どおりにうけとるのでなく、ベギン運動が同時代人に与えた圧到的な印象を伝えるものとして解釈しなければなら<sup>(4)</sup>ない。

以上の点を考慮した上で、年代記の記述を参考に、事件を再構成することになる。まず、ここでマシューが報告しているのは、ある特徴をもった女性の異常な増加についてである。この現象は、1243年当時からみて、比較的最近のことであり、ケルン市周辺にひとつの中心があった。以上の点を、われわれは、この史料から確信できる。事件が起こった年代、場所のような単純な要素は、叙述者の主観が入りにくい事柄だからである。同じ理由で彼女らが、ベギンと呼ばれたという記述にも、問題はないだろう。

逆に、運動の性格、歴史上の意義にかかわる記述の解釈は、より微妙な判断を必要とする。

13世紀半ばのケルン市周辺において、女性を中心に、ある種の現象が流行したことについては、既に確認できた。この現象が宗教的な色彩を色濃く帯びている。流行していることの中身は、信仰の生活に入ることであるらしいからである。

われわれが解釈に苦しむのは、むしろ、その先の記述である。se asserentes religiosos...habitu religionis, sed levem, susceperunt, continentiam et vite simplicitatem private voto profitentes, sub nullis tamen sancti regula coartate, nec adhuc clauastro contenti このややこしい表現は、一体何をいおうとしているのであろうか。

修道女を自称し、節制と生活の簡素を誓っているが、誓いは公的なものでは

なく、聖なる修道会則の下に結集しているわけではないし、修道禁域を守りさえしない。もってまわった表現が、教会法の認める修道女との比較を念頭においていることは明白である。知られているように、正式な修道女の資格とは、純潔、従順、清貧の三つを誓うことであり、この誓願は、大修道院長の前でたてられることが原則とされていた。清貧は、個々の修道女の財産が修道院の財産に吸収され、個人としては無所有になることを意味し、従順は、組織としての修道会の上部組織に対する従順を含意したから、節制と生活の簡素だけをひそかに誓うベギンの誓願は、通常の盛式誓願を基準とすれば、容易に不十分とみなされえたであろう。マシューが、この新しいタイプの修道生活の特徴を、伝統的な修道生活の在り方と比較しつつ定義していることを考慮するなら、ベギン運動のつぎのような姿を年代記からよみとることができるだろう。すなわち、修道女まがいの衣装をまとして市中を往来する女性、それでいて、どこかといって修道会に組織されていない女性、いふなれば自称修道女の大流行を。

年代記家は、この新奇な現象を、驚きをもって書きとめている。しかし、この現象が歓迎すべき性格のものであるか、否かについては、触れようとしな<sup>(5)</sup>い。明らかに、彼の関心は、価値判断を下すことにはなく、事件の記録にある。したがって、マシューが、事件をどう評価したか、を読み解く試みも無謀である。

ところで、修道院制度の枠外で修道生活を営む女性は、ベギンにはじまるのではない。10、11世紀にも *inclusae*, *mulieres sanctae* など様々に呼ばれる女性が、修道院の外で敬虔な生活を営んだ。他方、ベギンという用語の初期の用例は、1210年前後のケルン年代記にまでさかのぼることができる。しかし、そこで *beggini* は南フランスの異端アルビジョワを指している。<sup>(6)</sup>

ベギンという言葉が、特定の生活様式にある女性を意味する固有の名称として史料にあらわれるのは、おおむね1230年代以降にすぎない。ケルン市などで、法的な効力をもつ資産譲渡記録の中で、ベギンという肩書きをつけた女性の姿が見られるようになるのと前後して、低地地方においても *begine* と呼ばれる *magistre ac sororibus* といった表現が特許状の中で用いられた。ベギンという言葉により理解される対象は、既に人々に自明であったこととなる。<sup>(8)</sup>

こうした経過から、大体つぎのように言うことができるだろう。修道会に所属しない敬虔な女性は、11、12世紀にも存在したが、ベギンと呼ばれる半聖半俗の女性が特に問題になるのは13世紀、それも1230年頃からにすぎない。そし

て、マシューによるなら、このベギンと呼ばれる女たちは、またたくうちに、膨大な数に達したのである。

ベギンという修道院制度の枠外における修道生活の流行が、13世紀の前半以降を舞台にしている点は、運動の背景を理解するうえで重要である。

ベギンの修道生活の特徴は、修道理念の点からみて、西欧の精神史の中で特異な位置を占める。

13世紀前半という年代は、宗教史の中でみると、修道院改革の第二波、つまり、シトー修道会ついで、フランシスコ、ドミニコの両托鉢修道会が活力をもち、民衆に熱狂的に迎えられた年代にあたる。ベギン運動は、シトー会、托鉢修道会にはじまり、14世紀のディヴォーティオ・モデルナ devotio moderna<sup>(9)</sup>へと展開する修道理念の革新の動向のひとつを占めているのである。

クリュニー以来の修道院改革の動向の中で、修道士の性格は、時代の社会、経済構造の変化と、霊性の変化に対応する形で、着々と新しくなった。一方で、修道女に期待される役割は、改革修道会にあってさえ伝統的な枠組をこえることはなかった。

「常に女性といながら彼女と関係をもたずにいることは死人をおこすより難しい。」

というシトー会修道院長ベルナルの言葉に端的にあらわされるように、修道士にとって、女性は、救済にとって最大の危険であり、クリュニー修道院長が言うように、「女子修道院は、女性が世間に姿を現して他人を欲情させること、また、世間に姿を現して自身の欲望の原因となるものを目にするのがないように」つくられた「栄ある牢獄」でなければならなかった。女子修道院の存在に消極的な価値しか見いだし得なかったクリュニー修道会は、女子修道院建設に消極的であったし、プレモントレ会、シトー会は、女子修道院の増加を嫌って、女子修道院の新設、併合を規制した。クリュニー、プレモントレ、シトーといった、時代を代表する修道会におけるこうした措置は、女性の修道願望をさして考慮していない。そのため、13世紀に至るまで、女子修道院の数は不足がちであり、女子修道院は、前の世紀の女性観に縛られたまま、時代の最も新しい修道理念からとりのこされようとしていたのである。<sup>(10)</sup>

時代は、教会改革の熱気に満ちており、高められた宗教感情は出口をもとめていた。グレゴリウス改革を端緒とする教会の在り方に関する論争が、キリスト教徒にとって、模範的な生活とは何かについての思索を刺激することになったことはよく知られている。福音によるなら、キリストとその使徒は、修道院にこもって生涯を送ったのではない、と気付く人々が現れる。福音によるならキリストの生涯は、遍歴と説教にあり、「はだしではだしのキリストにしたがえ」を合言葉に、キリストの清貧と放浪をまねる人々の群れがどこにでもみられた。遍歴説教師は、辻々で改心を説く。聴衆は男性ばかりではなく、こうして、宗教問題への関心はいやがおうでもあられる状況にあった。<sup>(11)</sup>

いわば、宗教感情の沸騰ともいえる熱気が、12、3世紀の西欧をつつんでいた。そのなかには、異端として禁止された動向もあったが、フランシスコ会のように、教皇の認可をうけてヨーロッパ全土に広がった例もある。また、ドミニコ会のように、都市民衆への布教に積極的な役割を演じて、時代の要請に応えた修道会も現れる。しかし、修道会の乱立を懸念して、既に、1215年のラテラノ公会議は、修道会の新設を禁止しており、新しい修道会の設立という方向で、女性の宗教的エネルギーを誘導することは難しかった。そして、おそらく、この決議がなくとも、往来を闊歩する女性を修道女と認めることは、13世紀の教会権威にとって、難しいことであつたらう。13世紀初頭における敬虔な女性の選択は、それゆえ限られていた。女子修道院に入り、多かれ、少なかれ伝統的な修道理念にしたがうか、新しい修道理念を尊重して、ベギンと呼ばれるか。

ベギンは、新しい修道生活の開拓者として、多くの女性の心をとらえたに違いない。この点について、再び、マシューの証言に戻ろう。年代記の抄録の中で、ベギンの増加は、托鉢修道会の躍進に続いて記録されており、時代の全体は、神の恩寵がまし、宗教感情の躍進がみられた時代と銘うたれた。マシュー自身が、ベギンをポジティブに扱っていたかは別にして、宗教感情の躍進がみられた時代というフレーズは、13世紀前半という時代の雰囲気をもよくつたえている。それは、以前には、宗教生活に無縁であった俗人女性までもが、よきキリスト教徒たろうと模索する時代が、到来しつつあった、ということである。<sup>(12)</sup>

さて、イングランドのベネディクト派修道士は、大陸のベギン運動にとって、ある意味では傍観者であった。ベギンの生きた現実を知るために、つぎに、直接にベギンにかかわった人々の証言をみなければならぬ。日常的にベギンに



接し、直接的な利害関係を生じた人々にとって、ベギンの増加は、決して手放しで歓迎できるものではなかった。13世紀において、革新性は、異端と紙一重であったばかりでなく、法的には俗人でありながら、修道女待遇をうける女たちの存在は、教区制度にとっての潜在的脅威であり、教区司祭らは、ベギンの増加を手放しでは歓迎できない。このことを、われわれは、13世紀ドイツの教会会議におけるベギン規制令と、教会改革についての提言にみるであろう。

### 註

- (1) マシュー＝パリスの生涯については、Vaughan, R., *Matthew Paris*. Cambridge University Press 1979. pp.1-21
- (2) op. cit. p.11
- (3) op. cit. p.125. 年代記家としてのマシュー＝パリスについての全般的な記述は、op. cit. pp.125-158.
- (4) ケルン市について Asen, J. Die Beginen in Köln. *Annalen des Historischen Vereins für den Niederrhein*. 111(1927) S. 81-180, 112(1928) pp.71-148, 113(1929) pp.13-96. マインツについて、Neumann, E. G., *Rheinisches Beginen-und Begardenwesen; ein Meinze Beitrag zur religiösen Bewegung am Rhein*. 1969. シュトラスブルクについて、Phillips, D., *Beguines in Medieval Strasburg; A Study of the Social Aspect of Beguine Life*. 1941. が証書類の分析により、ベギンの概数を算定している。また、Southern, R. W., *Western Society and the Church in the Middle Ages*. 1970. pp.324-325.
- (5) ベギンの生活形態については、さしあたり McDonnell, *The Beguines and Beghards in Medieval Culture*. 1954 pp.120-140, また Stein, F. M., *The Religious Women of Cologne: 1120-1320*. A Dissertation Presented to the Faculty of the Graduate School of Yale University in Candidacy for the Degree of Doctor of Philosophy. 1977. pp.55-100.
- (6) ベギンの起源と語源についての17世紀以来の論争史については、さしあたり Philippen, L. J. M., *De Begijnhoven; Oorsprong, Geschiedenis, Inrichting*. 1918. pp.1-40 Nübel, O., *Mittelalterliche Beginen-und sozialsiedlungen in den Niederlanden*. 1970. pp.1-14. 初期におけるベギンの語義については Van Mierlo, "Beguins, Beguines, Beguinages." *Dictionnaire de Spiritualité ascétique et mystique*. T. II. 1937.
- (7) Neumann, E. G., op. cit. p.19
- (8) Van Mierlo, op. cit. ibid.
- (9) 修道院改革については、さしあたり、坂口昂吉「修道会改革—シトー会・托鉢修道会—」『ヨーロッパ・キリスト教史3』, 昭和46年 中央出版社, 57-134頁, ドウソン著, 野口啓祐訳『中世のキリスト教と文化』1969 新泉社 178-

185頁。Southern, R. W., op. cit. pp.214-299.

(10) Southern, R. W., op. cit. ibid

(11) Freed, J. R., Urban development and the 'cura monialium' in thirteenth-century *Viator* 3(1972), Neumann, E. G., op. cit. pp.11-16.

(12) Vaughan, R., *Chronicles of Matthew Paris*, 1984

### 三. 13世紀ドイツの教会会議によるベギン運動規制立法

「教会ヒエラルキーに新しい境地を開いた」<sup>(1)</sup>新しい修道女ベギンの誕生は、海を渡ったイングランドの修道士にとって、新奇な現象として年代記に記録されるだけでよかったかも知れない。しかし、自らの管轄教区に大量に出現した身分の不確かな修道女たちを前にした司教以下、教区をあづかる在俗聖職者は、どのようにことの成り行きを見守っていただろうか。彼女らの提起する具体的な問題に直面しなければならなかった聖職者は、別の感情に把えられたかも知れない。ドイツにおいては、13世紀初頭から、疑似修道女を規制する立法が現れる。ここでは、13世紀ドイツにおける教会会議決定から、初期ベギン運動の一側面、とりわけ、教会権威により規制された側面が明らかになる。対ベギン立法から再構成されるベギン運動とは何か。教会会議の禁令はどのような自称修道女に対してくだされ、在俗の女性による宗教運動が提起する具体的問題に対して、どのような援助の手がさしのべられたのだろうか。

1233年、マインツ司教区会議決定は、以下のことを規定している。すなわち、「純潔の誓願をたて特有な衣装をまとっているけれども、所定の修道会則に対して遵守の義務がない女性」は、「村々を放浪するのではなく、家に居て、財産からの収入によって、また、もし資産（収入）がなければ、手労働が奉仕活動によって生計をたてるべきである。ことに、所轄の教区の聖職者に服従して、彼の指導に従うべきである」<sup>(2)</sup>。

ここでとりあげられた女性は、後でとりあげる1244年のフリッツラー教会会議決議においてベギンと呼ばれることになる。場所と年代から考えても、問題の修道衣の女性は、イングランドの修道士マシュー＝ド＝パリが伝え聞いたベギンに相違ない。しかし、放浪を禁止するフリッツラー教会会議の規定に明ら

かなように、これら半聖半俗の修道女は、手労働により自活する模範的な女性ばかりではなかったようである。<sup>(3)</sup>

放浪と托鉢の禁止は逆に、在俗の修道女によるそうした行動が既にあったことを明らかにする。ベギンの生計手段を、手労働か、奉仕か、固定資産によってもたらされる収入により生活するべきであるという規定は、すべてのベギンが、手労働か、奉仕か、あるいは両親から譲り受けた財産かで生活していたのなら、全く必要でない。托鉢と並んで、ベギンが提起したもう一つの問題は、教区への帰属の問題であった。既存の修道会に所属しない修道女に対する監督権が、教区の聖職者にあることを、会議は明確に宣言している。

1233年の対ベギン立法は、十分に効果的でなかったと見られ、1244年にフリッツラーに開かれた教会会議は、1233年の決議を繰り返し、さらに1233年の決議を補足して、「若いベギンの純潔が損なわれる事態が頻繁に生じた」ため「悪い評判のない40歳以上の女性だけにベギンとしての生活を許可する」と述べている。同じ理由で、「ベギンの家への聖職者と修道士の立ち入り」が禁じられ、ベギンと聖職者あるいは、修道士との会話は、<sup>(4)</sup>教会堂の内部に限るとされた。

同じ頃、教皇庁からはドイツの司教及び聖堂参事会員あてに「ベギンを聖職者、修道士、俗人による誘惑とそのほかの問題から保護し、悪人を処罰する」<sup>(5)</sup>ための依頼が繰り返し出されていた。

これらの教会会議で、ベギンが問題視されたのは、どのような意味においてであったかを、ここで整理しておこう。

第一に、放浪と托鉢の禁止

第二に、教区司祭への服従

異端の問題は、ここではまだ、問題になっていない。ここで特に懸念されているのは、フリッツラーにおける決議の文言を借りるなら、「ベギンの純潔がしばしば損なわれる」事態であった。教皇からの保護の依頼、若年のベギンの禁止、ベギンと聖職者の接触の在り方に規制を加えようとしている点を考慮するなら、修道服をまもって自由に外出する女たちの将来は、男たちからみれば危ういものであると感じられたようである。

しかし、既にみたように、13世紀の女子修道院制度が問題をはらむものであった以上、ベギンの全面禁止は無意味であったし、実際、2度の教会会議は、全廃を意図してもいない。

事実、ケルン市についてのアーセン、シュタインの研究、シュトラスブルク市についてのフィリップスの研究、また、マインツを中心としたノイマンの研究は、ライン流域諸都市において、ベギンの数が、13世紀末に向かって着実に増加した事実を一様に確認している。

ケルン市のシュラインブーホには、1270年代だけで、ベギンによる資産譲渡が、45件記載されている。ベギンのために寄進された家も増加しつつあった。1300年頃のケルン市には、60あまりのベギン館が存在したと見られる。ケルン市のベギン館は、その後も増加し、中世について合計169のベギン館を区別できる。<sup>(6)</sup>

13世紀後半におけるベギンをめぐる情況は、リヨン公会議に先だって、提出された、教会内で改革を要する事柄に関する調査報告によって知られる。教皇グレゴリウス10世は、1272年から公会議の準備を進めており、教会が抱える問題について、広く報告をもとめていた。1273年3月11日にグレゴリウス教皇が遠隔地の司教とおもだった修道会の指導者に対して依頼した、「教会内において改革を必要とする問題とその改善策について」の報告3通が疑似修道女の問題をとりあげている。報告書3通をあわせると、同時代における全ヨーロッパの相当部分が視野に入ったと思われるのであるが、興味深いことに、どの報告もベギンに触れている。

これらの報告から、ドイツ東方、南フランス、北フランス各地におけるベギン運動の様子をうかがうことができる。

南フランスを視野に入れるドミニコ会修道士、ロマンスのユンベールは、女性による運動を清貧運動の「弊害」と合わせて問題にしている。彼は、「世間に負担をかけ、たびたび修道士でなく浮浪者とみなされ、修道士身分の声望をおとしめる托鉢修道士」「貧しい修道士」*religiosi pauperes*の果てしない増加を嘆いた後、生きる糧を求めて放浪する「貧しい修道女」*religiosae pauperes*を矛先にあげ、教会が彼女等に対してどのように対処するべきか述べている。すなわち、教会は、厳しい修道禁域に服し、喜捨をあてにせず必要な支出を自己の資産からまかなうことのできる女性の宗教団体のみを認可するべきである。放浪し喜捨により生きる敬虔な女たちこそが問題であるとする基本的認識と、修道女たりえるための経済的条件についての考えかたは、このユンベールの場

合も、先にみたドイツの教会会議の場合も共通している。すなわち、「放浪と托鉢の修道生活は女性に対しては、禁止されなければならない。修道女となるためには経済的保証が不可欠である。」もっとも、収入が不十分である者は、自らそれを稼がなければならないとして1230年代、40年代の教会会議は、手労働と奉仕により生計をたてながら修道生活に努める方法も勧めていたのであるが。<sup>(7)</sup>

ドイツの東方にあたるオロモーツの司教ブルーノは、つぎのように言う。若干の男性、しかし、特に若い女性と寡婦が、教皇に認可された修道会に所属しないで「修道士、修道女」*religiosi* として振る舞い、*religiosi* の衣装をまとい、人々から *religiosi* とみなされている。彼らは、誰の指図も受けず、誰の指図も受けないことがよりよく神に仕えることにつながると考え、どの修道会にも所属しない。他方、教区の在俗聖職者の手は汚れているとして、教区の聖職者にも服従せず、司祭に告解すること、 sacrament を受けることを望まない。彼らは、のらくらしているが口達者で、市内を回り、そのことにより十分評判と徳を危うくした。改善策として、これらの女性は、結婚するか、認可された修道会に入会するかどちらかにするべきであると、ブルーノは結論している。認可された修道会に所属しない女性が聖職者のように振る舞うことは一切認めない、とする立場が注目される。<sup>(8)</sup>

ブルーノの報告からは、修道院制度の枠外で修道生活を送る男女は、普通の生活に戻るか、修道院に入るべきである、という主張がストレートに伝わってくる。しかし、われわれが知りたいと思うのは、ブルーノというフィルターを濾過する以前の生きたベギンの姿についての情報なのである。本稿の冒頭でみた、事実と見解の相違に留意して読み直すなら、ブルーノの言葉は、ほとんど見解だけでなりたっている。「誰の指図も受けず、誰の指図もうけないことがよりよく神につかえることになると考え修道会に所属せず」という部分を例にとって、検討してみよう。この部分は、ほかの誰が書いてもこのようになるべきものなのであろうか。*religiosae pauperes* が修道会に所属しない理由は、修道院制度に対する激しい批判を含んだものであったのだろうか。誰の指図もうけない、というのは、誰の指図を受けないことなのであろうか。無視されたのは、主に教区司祭と司教であった可能性は、ないのだろうか。彼らの主張は、「神につかえるためには、必ずしも修道院は必要でない」という穏健なもので

あった可能性も捨てきれない。

わきあがる疑問を解く手だては、ありとあらゆる史料と歴史叙述を用いて、ブルーノの報告の客観性をつぶさに検討する以外にないが、そうすることは本稿の限界を超えている。ここで、ブルーノの報告から確認しておきたいと思うのは、つぎの事実である。1270年代のオロモーツ司教区のベギンは、既に教会権威の激しい批判にさらされていた。その原因は、教区の司祭に告解をせず sacrament もうけなかった点にある。そうして、司教にとり彼らは、反抗的であり教区の司祭の権威をないがしろにする存在であった。

こうした事情は、オロモーツに特有のものであるのか、あるいは、事態は全ヨーロッパに共通しており、判断が、オロモーツ司教に特有のものであったのか。場面を北西ヨーロッパに転じるなら、別の声が聞こえてくる。

トゥルネイのシモンの報告は北フランス及び南ネーデルランドを視野に入れている。

シモンにとって、ベギンは、全く世俗的に生活しているわけでもなければ、律修修道女でもないために、彼女らを聖職者身分として扱うべきか、俗人身分として扱うべきか、が既に問題である。しかし、彼は、このあいまいな身分を特に廃止するべきであるとは述べていない。彼が考える、ベギンにかかわる問題は、ベギンが読むかも知れない俗語の書物に誤謬が多く、そこから異端説が流布することである。「ベギンの間で、神学的問題についてあれこれと議論することが広く行われており、ベギンが俗語で書かれた宗教に関する書物や聖書を読み、それについて議論することがしばしば行われている。しかし、よく訓練された神学者にとっても神学は極めがたい問題であり、学問をうけていない女性が神にかかわる問題に取り組むことはそれ自体危険である。パリで公にされているフランス語の聖書講釈は、誤謬に満ちており、そうした写本を読むベギンの間に誤れる異端的な思想がとめどなく広がってゆくことは不可避である」。結局、報告書は、ベギンの間に異端的な説明が流布するきっかけになるという理由で、俗語の書物が、根絶されるべきであると述べる。そうすることによって「神の言葉が、俗語によって卑俗化され、神聖なものが犬に与えられ、真珠が豚に投げ与えられることがないように」<sup>(9)</sup>

ベギンの名譽のために言い添えるなら、パリ大学の神学者ソルボンヌのロベールは、ベギンを「博学と言うより知識の確かな学者、法律家、神学者であり、

最年少の裁判官に対して釈明する術を知っている」と呼んでいる。少なくともパリのベギンの中には、学問的に優れた者が少なからずいたと考えられる<sup>(10)</sup>。

ここで、豚と言われようと、犬と言われようと、書物を読むことは、中世にあっては、きわめて例外的な能力を意味していたことを銘記しておく必要がある。中世後期においてさえ、地方の司祭の中には、ほとんど読み書きのできない者も少なくはなかったのである。事実、シモンによって罵られている低地地方のベギンこそ、中世におけるネーデルランド語文学の最初のそして最高峰にあたる著作を残した女たちであった。

シモンが問題と考える今一つの事件は、ベギンが聖痕をうけたという噂が広まったことである。「噂の真偽が確かめられるべきであり、噂は真実なら事実が公にされねばならず、噂が真実でないなら、偽善に立ち向かわなければならぬ」。パリにおけるベギンは、フランス国王の信頼を後ろ盾として、幻視と予言を行う聖女としての性格を確立し、しばしば国政にまで影響を及ぼした。しかし、そうしたフランス王権に対するベギンの特殊な位置は、ある人々の羨望と嫉妬をひきおこした。「フランス国王フィリップ3世事蹟」は、フィリップ3世が、妻の無実を確認するため、ニーヴェルのベギンを召喚した事件について述べている。ところが、古フランス語で書かれた俗語のテキストが、ベギンを「過去と未来の事件を言い当てる」聖女と述べているのに対して、ラテン語版テキストは、ベギンを偽りの敬虔を装う、「信仰をもたず、神を欺く、偽予言者」としているのである。風刺詩人リュトブフは、ベギンについて、つぎのようにうたった。「彼女の生涯におこることはすべて宗教の装いをまとい、彼女の口から出た言葉は予言である。彼女が笑えば上品であり、泣けば、涙は信仰の涙。まどろめばすなわち、忘我の境地、夢見れば、それが幻視である。嘘をついたら忘れてしまえ。ベギンが結婚すればそれが彼女の社交性。彼女の誓いと宣言は生涯は、続かない。去年は涙し、今年は祈り、来年になれば夫をとる。今はマルタ、今はマリヤ。守っているかと思えば、結婚する。けれど、彼女を悪くいってはならない。それは、国王が御許しにならない。」ベギンが王権の庇護下にあったことをギョーム＝ド＝サンアムールは別の形で証言している。「王権に庇護されているが、教会組織には完全に組み込まれていないベギンと呼ばれる女性が王国中に見いだされるが、乞食は、追従と嘘つきと泥棒のはじまりであるから本当にそうする必要のある者に限られるべきである。」<sup>(11)</sup>

読み書きに堪能であり、聖書を論じ、予言をおこない、民衆に聖女とあがめられ、王権には保護された女達、これが、もうひとつのベギン像である。おそらく、ここには、教区司祭とのベギンの反目の一つの説明が隠されている。制度上は、司祭に従うべき立場にありながら、聖書に対する知識と議論の才覚において、司祭をしのがんばかりの女たちは、存在自体、教会ヒエラルキーにとっての脅威である。

### 註

- (1) Southern, W., *Western Society and the Church in the Middle Ages*, 1972, p.321.
- (2) Grundmann, H., *Religiose Bewegungen im Mittelalter*, 1965. pp. 325-6.
- (3) ベギンの托鉢、放浪に関する証拠は、対ベギン立法のほか、ベギン館入館の条件によって明らかである。しかし、ベギンによる托鉢、放浪が好意的にとらえられていたことを示す証拠は希であり、放浪するベギンはしばしば罵りの対象になった。Grundmann, H., op. cit. p.342. McDonnell, E. W., *The Beguines and Beghards in Medieval Culture*. 1969. passim.
- (4) Grundmann, H., op. cit. pp.326-7.
- (5) Grundmann, H., op. cit. pp.327-9.
- (6) Asen, J., Die Beginen in Köln, *Annalen des Historische Vereins für den Niederrhein*, 111(1927) pp.93-94.
- (7) Grundmann, H., op. cit. pp.334-336.
- (8) Grundmann, H., op. cit. pp.336-7.
- (9) Grundmann, H., op. cit. pp.337-339.
- (10) Grundmann, H., op. cit. p.322.
- (11) McDonnell, E. W., op. cit. pp.224-233. またパリのベギンに対する風刺については、McDonnell, E. W., op. cit. pp.465-473, pp.456-464. を見よ。

### 四. クレメンズ教令とその影響

ベギンが提起する諸問題に対して、抜本的な対策がとられないまま、ベギンの数は増えつづけ、1311年のヴィエヌ公会議において、ついに、ベギンの全面的禁止をうたうクレメンズ5世教令2通が提示されるにいたる。問題の教令は、文頭をとって cum de quibusdam milieribus 及び, ad nostrum deside-



rantur の名前で知られ、前者が、ベギンの地位の撤廃と将来にわたる禁止をうたっている。後者は、特に神聖ローマ帝国におけるベギン、ベガルドの異端を対象としており、比重はベガルドの断罪にあった。したがって、われわれの関心は、Cum de quibusdam にある。

少し長くなるが、重要な資料であるから全体を引用しよう。<sup>(1)</sup>

「誰に対しても服従を誓っておらず、財産を放棄しておらず、認可された修道会則に従っておらず、従って、どのようにしても律修修道女とは考えられないにもかかわらず、ベギンの衣と呼ばれる衣装をまとい、ひいきする特定の修道会と密着した関係にある一般にベギンと呼ばれる女がいる。しばしば我々にもたらされた信頼のおける報告によると、ベギンの中には、狂気に憑かれたように、聖なる三位一体と神の本質について、また教会の sacrament と信仰の問題について、正統教義と異なる議論をし説教を行う女性があると聞く。これらのことについて、彼女らはまた、神聖なヴェールに隠れて魂を危うくすることごとを行う。あちらこちらから、彼女らの（正統教義から）逸脱した教理を耳にしたところでは、彼女らにもたれている疑惑は当然と思う。我々は、神聖なる公会議の賛成により彼女らの地位を永久に禁止し、神の教会から根絶しなければならないと信じる。我々はこれらとその他すべての（ベギンとは呼ばれていなくても同様の立場にある）女性を禁止し、違反した者に対しては破門をもって処罰する。（ベギンの地位は）おそらく彼女等にとって長い間当然とされてきた地位であり、今後も何等かの形で、許容される可能性もあるが、なんらかの形でこの地位にとどまろうとする強情な者に対して、我々はただちに破門が下されることを望む。さらに、さきに述べた（ベギンと密着していると言われる）修道会は、ベギンホフにベギンをいれたり、あるいは、ベギンとなるよう勧めたりしたと言われているが、そのようなことがあった場合、彼らに対しても破門が下される。もし、彼らが所定の規則に従わず、ずっと以前にベギンになった女性、あるいは、再びベギンになろうとするかもしれない女性を認めたり、あるいは、そのような異端者に何等かの助言、援助、好意を与えるなら、破門はただちに下される。以上の規定に対してどのような特例も認めてはならない。

われわれは、ここに言われた言葉が、同時代のベギンの全体像に完全に合致

しているとか、同時代の宗教感を代表しているとかいう価値判断をもって、クレメンス教令の全文をここに訳したのではない。この教令が興味深いのは、冒頭で、ベギンを定義しており、ここから、中世におけるベギンとは何であったかについて、重要な手がかりが得られるからである。

「誰に対しても服従を誓っておらず、財産を放棄しておらず、認可された修道会則に従っておらず、従って、どのようにしても律修修道女とは考えられないにもかかわらず、ベギンの衣と呼ばれる衣装をまとい……一般にベギンと呼ばれる女がいる」

ここで、われわれは、オロモーツ司教ブルーノの用いた表現に再び出会う。「誰に対しても服従を誓っておらず」という表現が解釈の上で問題をはらんでいることは既に指摘した。ここで、文脈に即して、再び、この表現の解釈を試みるなら、この言葉が、組織に属していないこと、より具体的には修道院長に対して服従を誓っていないことを示すことは明らかである。前述したように、当時の教会法の基準では、律修修道女になるためには、純潔、従順、清貧、の三要素からなる盛式誓願を修道院長の前でたてることが、必要であった。クレメンス教令の冒頭は、ベギンが律修修道女でないことを述べてこそいるが、それ以上の意味を含んでいない。

クレメンス教令は、ベギンを一掃するに先立って、彼女たちの地位に、もともと法的な保証などないのだ、ということを確認しようとしているのである。順当な手順と言えよう。なぜなら、つぎの段で、ベギンの中に、異端的な者がいるという一部の報告を根拠に、ベギン全体を禁止するという大胆な決定を発表しようと言うのだから。ベギンの中に異端者がでたという理由で、ベギン全体の思想調査をはじめるというのならまだしも、全員世俗社会に戻そうというのでは理屈に合わない。ベギン全体を弾圧するには、別の口実が必要であり、それが、教会法上の手続きを踏んだ修道女でない、という点であった、と理解できよう。

もう一点興味深く思われるのは、ベギンの地位は、「おそらく彼女らにとって長い間当然とされてきた地位ではあるが」という文言である。1230年代の証書類にベギンの用語が現れてから、この時まで80年の歳月が流れていた。この間、修道会に所属しない修道生活は、中世社会に定着していたのである。

ベギンは、勝手に修道女風の衣装を身につけて、万人から無視された存在と

は遠く隔たっていたのではないか。低地地方においては、14世紀末までに、ベギンホフと呼ばれるベギン専用居住区が都市毎に建設され、ライン流域のおもだった都市においても、ベギン館が何十軒と設立され、ベギン館の居住者は、聖職者に準じる待遇をうけたからである。

それゆえ、クレメンス教令の発布は、13世紀におけるベギン規制令の自然な延長線上にある、と誤解されてはならない。クレメンスの決定は、むしろ、ベギンの歴史にとって転換点をしるす「改革」であった。

クレメンス令は、間もなく、全ヨーロッパ、とりわけ、ライン河流域を中心とするドイツ諸都市において混乱をひきおこす。ベギンはしばしばベギン館を奪われ、そこからおいたてられたり、あるいは、略奪にあった。異端的なベギンは処罰された。<sup>(2)</sup>

修道院制度の枠外における修道生活の弾圧を人々はどのように受けとめただろうか。

われわれはここで、修道女と修道生活に関する伝統的な概念を楯にとった、クレメンス教令によるベギンの地位の禁止とは裏腹に、修道生活に関するよりゆるやかな概念が存在したことを確認しておきたい。

アン＝ド＝スサはつぎのように述べている。「聖人にならって生活し、自分自身の家で敬虔に生きる者を、広い意味において人は修道士と呼ぶ。それは、彼らが事細かな戒律に従うからではなく、彼らの生活様式が、純粹に世俗的に生きるほかの俗人よりも辛く簡素であるからという理由で。」<sup>(3)</sup>

また初期のベギンとみなされる13世紀初頭のリエージュの敬虔な女性について、ハイステルバッハのカエサリウス（1180年頃—1240年頃）は、俗人の衣装をまとって、俗人と共に、俗界に住んでいながら慈善において修道院に住む人々よりもしばしば優れている。「世俗的な人々のただ中において彼女等は靈的であり、快樂を求める人々のただ中において彼女等は純粹であり、騒音と混乱のただ中で平然としている。」<sup>(4)</sup>と述べた。

アン＝ド＝スサとハイステルバッハのカエサリウスの言葉は、中世において、靈的であることの基準は、認可された戒律に従って生活しているか否かだけにかかっていたのではなかったことを示唆する。

事実、不利な条件の下でなおキリスト教徒としての理想的な生活を求めてやまない女性に対して、好意的な見方をする同時代人も少なくなかった。

14世紀におけるベギン迫害に対して、同時代人の記録は同情的である。アルザス年代記 *Chronica Provinciae Argentinensis* はつぎのように証言する。

多くの人々がクレメンス教令を誤って解釈し、そこで言われている善いベギンと悪いベギンを区別し損なった。彼らは、深刻なスキャンダルと苦痛を、信心深い者にも不信心な者にも区別なくもたらした。ドイツのどれほど多くの高位聖職者が教令を軽率に解釈し、不当な迫害を行ったか。そして、敬虔で慎ましやかな女性から質素なごわごわの衣装をはぎとり、薄い衣装をまとわせたか、俗人の色のついた衣装をまとわせたか。彼らは純潔の誓いをたてた貞節な女性に結婚を勧め、なお憎々しいことに、隠修女 *inclusae* を庵から追いたて俗界に住むよう強いた。彼らは、聖フランシスコが設立した第三会の会員にさえこの教令を適用し、そうすることによって、フランシスコ修道会を、断罪された者の保護者に対して下される破門に処<sup>(5)</sup>そうとした。

1340年から1347年の間に書かれたフランシスコ会士ヴィンタートゥールのヨハンの年代記は、クレメンス教令をきっかけとして噴出したベギン迫害についてつぎのように述べている。

少なくともドイツにおいて、不名誉な破滅、闘争、暴動は人々を筆舌につくしがたい恐怖と当惑に陥れた。これは、特に、第7の書に収められた *Cum de quibusdam mulieribus* の言葉で始まる教令に起因した。それが公けにされ、貧弱な解釈を加えられ、一辺倒で欺ま的な解釈がドイツの諸法廷で公布されると、聖フランシスコ会の幾多の女性そのほか多くの人々の心を傷ませた。彼女等は、修道衣を脱ぎ俗人の衣装をまとわなければならなかった。彼女等の多くが、それまで、灰色か黒か白の装束に身をつつみ、純潔とそのほかの徳を守り、自身の家あるいは、両親の家でよく働くことにより40年かそれ以上も主に仕えてきた者たちだった。今や、彼女らは教区民によって赤や黄色や青の衣服をまとわされている。彼女等は、ほかの衣装を家においてこうした服を着て教会に来なければならない。彼女等が俗人として振る舞わなければ司祭と教区民は不満である。…クレメンス教令を口実に彼女等にもたらされた混乱は、悲しいことに幾多の女性の破滅の原因となった。長く独身で主に仕えてきた者が俗世間に戻ると、純潔の誓いが破られ、婚姻の契約が締結され、さらに悪いことには、あらゆる種

類の姦淫が行われた。しかし、この恐ろしい動乱を前に、あたかも炉で試される金のように、節制の誓いを固守した者は、楚々として神にふさわしい住み家を準備した。フランシスコ会が、第三会のシスターの復権のために、どれほどの労力と支出を教皇庁において必要としたかは、なにびとも量りがたい。<sup>(6)</sup>

年代記は、クレメンス教令発布後の混乱した状況をわれわれに伝える。迫害に憤慨し、ベギン擁護のために奔走する人々の心情は、アン＝ド＝スヤやハイステルバッハに通底していよう。

他方に、ベギンが「俗人と同じようにふるまわなければ」不満であった司祭と教区民の行動があり、われわれは、ここに中世人の社会意識をみる思いがする。女たちが賢げに聖書について論じ、教区聖職者を軽侮する態度に出たとき、それが中世の人々の目にどう映じ、どのような反応をひきおこしたか。年代記のなにげない記述にも、ベギンが生きた現実に対するてがかりがあるのである。

#### 註

- (1) McDonnell, E. W., *The Beguines and Beghards in Medieval Culture*. 1969. p.524. また, Tarrand, J. The Clementine Decrees on the Beguines. *Conciliar and Papal Versions: Archivum Historiae Pontificae* 12(1974). pp.300-308. ヴィエンス公会議に関する基本的文献は, Müller, E., *Das Konzil von Vienne 1311-1312*. 1934. である。クレメンス教令と直接に結びついたベギン迫害については、シュトラスブルグのベギンに関して、パチョフスキーの研究がある。Patschovsky, A., *Strassburger Beginnenverfolgungen im 14. Jahrhundert*. *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 30(1954). pp.56-198 ベギン、ベカルド迫害一般については、Schmidt, J. -C. *Mort d'une hérésie; L'Eglise et les clercs face aux beguines et aux beghards du Rhin supérieur du XIVe au XVe siècles*. 異端のベギン、ベカルドについては、Lerner, R. E., *The Heresy of the Free spirit in the Later Middle Ages*. 1972
- (2) Patschovsky, A., op. cit. passim. クレメンス教令の影響についてはさしあたり、McDonnell, E. W., op. cit. p.529.
- (3) 引用は Bolton, B., *The Medieval Reformation*. 1983. p.90 による。
- (4) Id. op. cit. p.87.
- (5) McDonnell, E. W., op. cit. p.529.
- (6) Id. op. cit. p.530.

## 五. 結 び

中世のベギンは、修道院制度の枠外で、神につかえた女たちであった。13世紀初めにベギンの生活は、新しい修道理念を体現しており、宗教生活に関心をもつ多くの女性の心をとらえた。しかし、当時の教会法の基準からすると、ベギンは、修道女とは認められず、俗人とも、修道女ともつかないあいまいな性格をもっていた。

ベギンの分布は、低地地方、ラインラント、をはじめとする北西ヨーロッパ各地に広がり、ケルン市などでは、人口2万人あまりに対して、2000人のベギンが存在したと言われる。

本邦では、ベギンについてのまとまった研究は、これまでに行われていない。しかし、2000人のベギンは、中世社会を理解する上で、重要な鍵を握っていると思われる。

本稿は、このベギンとは何であり、ベギンとして生きることが中世の女性にとって何を意味したかという問題にひとつの解答を与えたつもりである。

マシュー＝パリスの年代記、13世紀ドイツの教会会議における規制令、教会情勢についての報告書、クレメンス教令などの記録は、ベギンに対する同時代人の様々な認識をわれわれに提示する。マシュー＝パリスにとって、大陸に現れたベギンは、修道禁域をもたない新しいタイプの俗人修道女であり、ドイツの教会会議決議からは、托鉢するベギンの姿が明らかになる。リヨン公会議前夜にグレゴリウス10世に提出された教会改革についての覚書のなかで、ドイツの一司教、フランシスコ会の指導者、ドミニコ会の指導者は、それぞれの地域におけるベギン運動の特色を反映して、あるいは、ベギンの禁止を、あるいは、ベギンが読むかも知れない俗語の書物の廃絶を提言していた。

ベギンをめぐる様々な問題に抜本的な対策がたてられないまま、ベギンの勢力は強まり、クレメンス教令の発布をまねくのだが、この時にいたっても、同時代人のベギンに対する姿勢は一樣でなかった。

ベギンの生活の細部については、史料の制約から、すべてを知ることはできない。しかし、一連の史料のなかに、われわれは、中世を生きたベギンに注がれ、時に、つきささった視線を、確かによみとることができる。